

○桜井宇陀広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

〔平成9年3月31日
条例第14号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号の一に該当する場合において、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得た場合は、その職務に専念する義務を免除される。

- (1) 研修を命ぜられる場合
- (2) 職員の厚生に関する計画の樹立及び実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定するもののほか、任命権者が定める場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。